

都留市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 8 日

都留市長 堀 内 富 久

## 都留市条例第 15 号

### 都留市議会基本条例の一部を改正する条例

都留市議会基本条例(平成 25 年都留市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議会の代表質問は、主質問は一括質問一括答弁とし、再質問以降は一問一答とする方式で行う。

第 16 条第 2 項第 1 号中「一般質問」の次に「、代表質問」を加え、同項第 8 号中「出欠席」の次に「及び遅刻又は早退」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。